

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
平成26年12月17日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称
京都大学イノベーションキャピタル株式会社
発起人 国立大学法人京都大学（学長 山極 壽一）

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
役職員の構成
（変更前）取締役7名（うち京都大学役職員以外の社外取締役5名）
支援・投資委員会7名（うち京都大学役職員以外の社外取締役5名）
（変更後）取締役6名（京都大学役職員を含まず、社外取締役5名を含む）
支援・投資委員会7名（うち京都大学役職員以外の社外取締役5名）

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期
法人設立の日の翌日から（但し、資金供給等については、今後予定している投資事業
有限責任組合組成の日の翌日から。）。

※名称、所在地、代表者、出資者、組織図、特定研究成果活用支援事業の内容については
変更なし